

『運行管理者試験 問題と解説 旅客編 令和6年8月 CBT 試験受験版 二刷』

お詫びと訂正のご案内

『運行管理者試験 問題と解説 旅客編 令和6年8月 CBT 試験受験版 二刷』をご購入頂きまして、誠にありがとうございます。

本書の内容に誤りがございました。この度はご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。

訂正してお詫び致します。

頁数等	内容																																																																																	
第1章 道路運送法 覚えておこう 137 ページ 表中文 赤字下線部 の通りに 加筆及び修正	誤	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">事業者</th> <th rowspan="2">運行管理者</th> <th colspan="2">参考法令（運輸規則）</th> </tr> <tr> <th>事業者</th> <th>運行管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">中 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">点呼</td> <td colspan="2">点呼の実施・記録・保存（1年間）</td> <td rowspan="2">24 条</td> <td rowspan="2">48 条1 項⑥</td> </tr> <tr> <td>アルコール検知器の設置・有効に保持</td> <td>アルコール検知器を有効に保持</td> </tr> <tr> <td>業務記録</td> <td colspan="2">運転者等ごとに業務を記録・保存（1年間）</td> <td>25 条</td> <td>48 条1 項⑦</td> </tr> <tr> <td>運行記録計 *1,*2,*3</td> <td>運行記録計による記録・保存（1年間）</td> <td>運行記録計の記録・管理・保存（1年間）</td> <td>26 条1 項・2 項</td> <td>48 条1 項⑧</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">中 略</td> </tr> <tr> <td>運行指示書*3</td> <td colspan="2">作成・指示・運転者等に携行させる・保存（1年間）</td> <td>28 条の2</td> <td>48 条1 項⑩の2</td> </tr> </tbody> </table>	事項	事業者	運行管理者	参考法令（運輸規則）		事業者	運行管理者	中 略					点呼	点呼の実施・記録・保存（1年間）		24 条	48 条1 項⑥	アルコール検知器の設置・有効に保持	アルコール検知器を有効に保持	業務記録	運転者等ごとに業務を記録・保存（1年間）		25 条	48 条1 項⑦	運行記録計 *1,*2,*3	運行記録計による記録・保存（1年間）	運行記録計の記録・管理・保存（1年間）	26 条1 項・2 項	48 条1 項⑧	中 略					運行指示書*3	作成・指示・運転者等に携行させる・保存（1年間）		28 条の2	48 条1 項⑩の2	正	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">事業者</th> <th rowspan="2">運行管理者</th> <th colspan="2">参考法令（運輸規則）</th> </tr> <tr> <th>事業者</th> <th>運行管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">中 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">点呼</td> <td colspan="2">点呼の実施・記録・保存（1年間） （貸切は電磁的記録で3年間）</td> <td rowspan="2">24 条</td> <td rowspan="2">48 条1 項⑥</td> </tr> <tr> <td>アルコール検知器の設置・有効に保持</td> <td>アルコール検知器を有効に保持</td> </tr> <tr> <td>業務記録</td> <td colspan="2">運転者等ごとに業務を記録・保存（1年間） （貸切は3年間）</td> <td>25 条</td> <td>48 条1 項⑦</td> </tr> <tr> <td>運行記録計 *1,*2,*3</td> <td>運行記録計による記録・保存（1年間） （貸切は電磁的記録で3年間）</td> <td>運行記録計の記録・管理・保存（1年間） （貸切は電磁的記録で3年間）</td> <td>26 条1 項・2 項</td> <td>48 条1 項⑧</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">中 略</td> </tr> <tr> <td>運行指示書*3</td> <td colspan="2">作成・指示・運転者等に携行させる・保存（3年間）</td> <td>28 条の2</td> <td>48 条1 項⑩の2</td> </tr> </tbody> </table>	事項	事業者	運行管理者	参考法令（運輸規則）		事業者	運行管理者	中 略					点呼	点呼の実施・記録・保存（1年間） （貸切は電磁的記録で3年間）		24 条	48 条1 項⑥	アルコール検知器の設置・有効に保持	アルコール検知器を有効に保持	業務記録	運転者等ごとに業務を記録・保存（1年間） （貸切は3年間）		25 条	48 条1 項⑦	運行記録計 *1,*2,*3	運行記録計による記録・保存（1年間） （貸切は電磁的記録で3年間）	運行記録計の記録・管理・保存（1年間） （貸切は電磁的記録で3年間）	26 条1 項・2 項	48 条1 項⑧	中 略					運行指示書*3	作成・指示・運転者等に携行させる・保存（ 3年間 ）		28 条の2	48 条1 項⑩の2
		事項				事業者	運行管理者	参考法令（運輸規則）																																																																										
			事業者	運行管理者																																																																														
		中 略																																																																																
		点呼	点呼の実施・記録・保存（1年間）		24 条	48 条1 項⑥																																																																												
	アルコール検知器の設置・有効に保持		アルコール検知器を有効に保持																																																																															
	業務記録	運転者等ごとに業務を記録・保存（1年間）		25 条	48 条1 項⑦																																																																													
	運行記録計 *1,*2,*3	運行記録計による記録・保存（1年間）	運行記録計の記録・管理・保存（1年間）	26 条1 項・2 項	48 条1 項⑧																																																																													
	中 略																																																																																	
	運行指示書*3	作成・指示・運転者等に携行させる・保存（1年間）		28 条の2	48 条1 項⑩の2																																																																													
事項	事業者	運行管理者	参考法令（運輸規則）																																																																															
			事業者	運行管理者																																																																														
中 略																																																																																		
点呼	点呼の実施・記録・保存（1年間） （貸切は電磁的記録で3年間）		24 条	48 条1 項⑥																																																																														
	アルコール検知器の設置・有効に保持	アルコール検知器を有効に保持																																																																																
業務記録	運転者等ごとに業務を記録・保存（1年間） （貸切は3年間）		25 条	48 条1 項⑦																																																																														
運行記録計 *1,*2,*3	運行記録計による記録・保存（1年間） （貸切は電磁的記録で3年間）	運行記録計の記録・管理・保存（1年間） （貸切は電磁的記録で3年間）	26 条1 項・2 項	48 条1 項⑧																																																																														
中 略																																																																																		
運行指示書*3	作成・指示・運転者等に携行させる・保存（ 3年間 ）		28 条の2	48 条1 項⑩の2																																																																														
第4章 労働基準法 317 ページ 問1 不適切な内容につき 赤字下線部 の通りに修正	誤	問1【解答 3,4】 改善基準第5条第1項③・④。																																																																																
	正	問1【解答 1,2】 改善基準第5条第1項③・④。																																																																																